

令和4年第1回定例会

民生環境常任委員会会議概要

委員長 村川みどり

副委員長 澁谷洋子

1 開催日時 令和4年3月8日（火曜日）午前10時27分～午前10時51分

2 開催場所 第1・2委員会室

3 審査案件

議案第72号 青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第73号 青森市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第74号 青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第76号 青森市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例の制定について

議案第78号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市合浦デイサービスセンター）

○出席委員

委員長	村川みどり	委員	小豆畑 緑
副委員長	澁谷洋子	委員	渡部 伸 広
委員	赤平 勇 人	委員	木戸 喜美男
委員	奈良 祥 孝	委員	藤田 誠
委員	中村 節 雄		

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

環境部長	高村 功 輝	福祉部参事	加福 拓 志
福祉部長	福井 直 文	保健部次長	小形 麻 理
保健部長	坪 真紀子	保健部次長	佐藤 秀 彦
保健部理事	千葉 康 伸	保健部参事	佐々木 祐 子
市民病院事務局長	岸田 耕 司	市民病院事務局次長	長内 哲 史
環境部次長	奥崎 文 昭	市民病院事務局総務課長	阿部 崇
福祉部次長	三浦 裕 子	関係課長等	

○事務局出席職員氏名

議事調査課主事 高 木 渉

議事調査課主査 猪 口 茂 樹

議事調査課主事 北 山 賢 臣

○村川みどり委員長 ただいまから、民生環境常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の案件に入ります。

今期定例会において本委員会に付託されました議案5件について、ただいまから審査いたします。

初めに、議案第72号「青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 議案第72号「青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

配付しております議案第72号関係資料1を御覧ください。

初めに、「1 制定理由」についてですが、本条例は、18歳未満の障害児が利用できる障害児入所施設の指定をもって、18歳以上の者が利用できる障害者支援施設の基準を満たすとする、みなし規定を延長するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令」が令和4年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正をするものであります。

次に、「2 改正内容」についてですが、障害児入所施設の入所者が18歳となった際に、移行先である障害者支援施設が見つからないまま、退所させられることがないように、一定の福祉型障害児入所施設を18歳以上になった際も利用できる指定障害者支援施設等とみなすとしてきた特例期間を延長するものであります。

特例の適用期間は、記載のとおり、現在、令和4年3月31日までとされているところを、令和6年3月31日まで延長するものであります。

施行期日につきましては、令和4年4月1日を予定しております。

改正の具体的な条文につきましては、議案第72号関係資料2に新旧対照表を記載しております。

以上、議案第72号について説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○村川みどり委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村川みどり委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村川みどり委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 72 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 73 号「青森市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 議案第 73 号「青森市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

お手元に配付しております議案第 73 号関係資料 1 を御覧ください。

初めに、「1 制定理由」についてですが、本条例は、「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律」が令和 4 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、所要の改正をするものであります。

「2 改正内容」についてであります。社会福祉士及び介護福祉士法の附則に、准介護福祉士に係る規定を加える条項の整理に伴い、本市条例における引用箇所に条ずれが生じ、これを改正するものであります。

資料に示しておりますとおり、条ずれにより、附則第 3 条第 1 項が第 10 条第 1 項に、附則第 20 条第 1 項が第 27 条第 1 項に変わるものであります。

本条例の施行期日につきましては、令和 4 年 4 月 1 日を予定しております。

改正な具体的な条文につきましては、関係資料 2 に新旧対照表を記載しております。

以上、議案第 73 号について説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○村川みどり委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村川みどり委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村川みどり委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 73 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 74 号「青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 議案第 74 号「青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」御説明いたします。

議案第 74 号関係資料 1 ページを御覧ください。

初めに、条例の制定理由につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する国の基準であります「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」について、母子生活支援施設の長の任用要件のうち、児童福祉事業または社会福祉事業に従事していた期間を勘案するものについて、相談援助業務に従事していた期間を勘案することとする改正が行われたことに伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

改正概要につきましては、母子生活支援施設の長の任用要件について、現行は、児童福祉司となる資格を有する者にあつては児童福祉事業に従事していた期間、社会福祉主事となる資格を有する者にあつては社会福祉事業に従事していた期間を勘案することとされておりますが、改正後は、いずれも相談援助業務に従事していた期間を勘案することとするものであります。

施行期日につきましては、令和 4 年 4 月 1 日を予定しております。

次に、2 ページの新旧対照表を御覧ください。

改正の具体的な条文について記載しております。

次に、3 ページを御覧ください。

附則第 1 項は施行期日を、第 2 項は条例の施行の際に、現に母子生活支援施設の長として勤務している者に対する経過措置を規定しております。

なお、今回の条例の改正内容につきましては、国の基準どおりの改正となっております。

以上、議案第 74 号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○村川みどり委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村川みどり委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村川みどり委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 74 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 76 号「青森市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。保健部長。

○坪真紀子保健部長 議案第 76 号「青森市公衆浴場法施行条例の一部を改正する

条例の制定について」、御説明いたします。

お手元の議案第 76 号関係資料 1 を御覧ください。

初めに、「1 制定理由」であります。令和 2 年 12 月 10 日に厚生労働省が公衆浴場における衛生等管理要領を一部改正し、男女を混浴させない年齢がおおむね 10 歳以上から、おおむね 7 歳以上に引き下げられたことに伴い、青森市公衆浴場法施行条例に規定している衛生及び風紀に必要な措置の基準について、一部を改正しようとするものであります。

「2 改正内容」につきましては、青森市公衆浴場法施行条例に規定する衛生及び風紀に必要な措置の基準中の遵守事項において、男女を混浴させない年齢を「10 歳以上」から「7 歳以上」に引き下げるものであります。

具体的な改正内容につきましては、議案第 76 号関係資料 2 の新旧対照表を御覧ください。

青森市公衆浴場法施行条例において、一般公衆浴場の混浴制限年齢を定めている別表第 1 の番号 8 の遵守事項のワ及び、その他公衆浴場の混浴制限年齢を定めている別表第 2 の対象施設等の 1、遵守事項のルにおいて、10 歳以上の男女を混浴させないこととしておりましたが、この年齢を「10 歳以上」から「7 歳以上」に改正するものであります。

以上が青森市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例の改正内容となります。

本条例の施行期日につきましては、周知期間を確保するため、令和 4 年 10 月 1 日を予定しております。

以上、議案第 76 号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、何とぞ、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○村川みどり委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村川みどり委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村川みどり委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 76 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 78 号「公の施設の指定管理者の指定について（青森合浦デイサービスセンター）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 議案第 78 号「公の施設の指定管理者の指定について（青森

合浦デイサービスセンター)」、御説明申し上げます。

公の施設の指定管理者の指定につきましては、青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、議会の御議決を経て実施することになっており、このたび、令和4年3月31日をもって指定期間が満了となる青森市合浦デイサービスセンターの指定管理者候補者が決定いたしましたことから、本条例に基づき、指定に係る議案を提出するものであります。

議案第78号関係資料1を御覧ください。

初めに、募集要項配布及び申請書受付期間につきましては、令和3年8月2日から9月7日まで指定管理者募集要項を配布し、令和3年8月31日から9月7日まで申請書の受付を行いました。この期間に応募がなかったことから、令和3年10月6日から再募集を行い、10月8日から10月19日まで申請書の受付を行いました。この期間においても応募がありませんでした。

このため、令和3年11月10日から再度募集を行い、令和3年11月12日から11月23日まで申請書の受付を行ったところ、1者の応募がありました。

次に、指定管理者候補者の選定につきましては、企画部次長を委員長とする各部署の次長級の職員、学識経験者及び財務等について識見を有する者で組織する青森市指定管理者選定評価委員会におきまして、応募団体から提出された書類に基づき、管理運営方針や職員等の配置計画、サービス向上の対策などの選定項目について点数化による客観的な評価を行い、候補者を選定いたしました。

指定期間につきましては、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5か年としております。

次に、関係資料2の「青森市指定管理者選定評価委員会審査結果」を御覧ください。

「1 対象施設」は、青森市合浦デイサービスセンターとなります。

次に、「2 選定方法」につきましては、「(1) 選定基準及び配点」は1ページの表に記載のとおり、項目ごとに選定基準及び配点を設けており、具体的には、「1 管理運営全般について」は35点、「2 管理について」は50点、「3 運営について」は45点、「4 応募団体について」は5点としており、4項目の合計で135点を満点としております。

次に、2ページを御覧ください。

「(2) 個別項目採点基準」につきましては、「1-d 財務の健全性」、「4 応募団体について」を除き、「大変よい」を満点、「全く不十分」を0点、その間に「よい」、「普通」、「やや不十分」、「不十分」の場合を示しており、各選定評価委員会委員が、応募団体からの提案内容について、項目ごとに点数評価しております。

また、「1-d 財務の健全性」の採点基準につきましては、直近3か年の事業年度の当期利益及び利益剰余金の状況によって、表に記載のと通りの点数評価としており、一度でも債務超過の状態がある団体については応募資格がないものとし、ま

た、直近の事業年度において利益剰余金がマイナスの場合は、審査の結果、失格とする場合がありますとしております。

最低得点につきましては、公平性の観点から、選定基準の個別項目採点基準のうち、「1-d 財務の健全性」及び「4 応募団体について」を除いた各項目において、「普通」とした点数等の合計点を最低得点 77 点とし、応募団体の獲得した得点から「4 応募団体について」の項目を除いた得点がこの最低得点に満たない場合には、失格としております。

3 ページを御覧ください。

「3 応募団体名」につきましては、一般社団法人慈恵会の 1 者となっております、現在の指定管理者であります。

「4 審査結果」につきましては、表に記載のとおり、選定評価委員会委員による採点の平均値である得点の合計点は 103.16 点となっております、「4 応募団体について」を除いた場合は 98.16 点となっております。

4 ページを御覧ください。

選定結果につきましては、「7 選定理由」に記載しておりますとおり、応募資格を満たしていること、また、最低得点以上の点数を獲得していることなどの審査結果を踏まえ、青森市指定管理者評価委員会において、一般社団法人慈恵会が令和 4 年 4 月 1 日からの 5 年間、指定管理者候補者として選定されたところであります。

以上、議案第 78 号について御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○村川みどり委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村川みどり委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村川みどり委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 78 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

(審 査 終 了)

○村川みどり委員長 この際、ほかに理事者側から報告事項などありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 医療訴訟について御報告申し上げます。

平成31年3月26日に、青森市を被告とする損害賠償請求事件について、昨年12月10日に、第一審において、原告の請求をいずれも棄却するという判決があり、委員の皆様にはタブレット配信で報告させていただいたところです。

その後、2月2日に、仙台高等裁判所から、控訴人を青森市在住の個人ほか2名、被控訴人を青森市とする控訴状が、2月21日には、控訴理由書が送達されました。

控訴理由書による控訴の趣旨は、被控訴人は、控訴人に対し、金200万円及びこれに対する平成28年3月6日から支払い済みまで、年5分の割合による金員の支払い及び訴訟費用を被控訴人の負担とするというものであり、控訴理由は、原判決の判断は明らかに認定を誤っており、その誤りが結論に影響を及ぼしたとするものがあります。

市といたしましては、控訴理由書の内容を精査した上で、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○村川みどり委員長 この件に関する御質疑、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村川みどり委員長 ほかに、理事者側からは、特にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村川みどり委員長 また、委員の皆さんから御意見等ありませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）赤平委員。

○赤平勇人委員 3月6日付の地元紙に、市民病院の中で会食クラスターが発生し、医師5人が感染したという報道がありました。

今、医療従事者や介護従事者をはじめ、ケア労働者が、特に長期間にわたって、様々な我慢をしている中で、本当に残念というか、率直に言うと、気持ちが緩んでいたのではないかなと言わざるを得ないと思いますが、その見解を伺います。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 おっしゃるとおり、私どものほうで、外の会食とかには注意してはいたけれども、今回、この医師達は、自宅で集まってということもあるので、その点はちょっと御心配をおかけして、御迷惑だと思いますけれども、決して気が緩んでいたというわけではなく、ちょっとした――まあ、たしかに、例えば、外で飲んでいたりするのであれば、それは問題かもしれませんけれども、ずっと我慢してきて、たまたま、仲間同士が自宅で飲んでしまった、会食してしまっただということなので、その点はちょっと御理解いただければと思います。外で飲んだりしたのであれば、我々もいかなものかと思っておりますけれども、自宅で集まって飲んだと。たしかに、御迷惑をかけたこと、御心配をかけたことは申し訳なく思いますけれども、その点は、多少、御理解いただければと思います。

○村川みどり委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 まあ、自宅でも外でも、両方で会食を我慢している人たちはたくさんいると思うので、今後こういうことがないように気をつけていただきたいなと思いますし、やはり、今、医療従事者は本当に貴重な存在になっている中で、そういう人たちが従事できないというふうになれば、様々な影響が出てくると思うので、ぜひ気をつけていただきたいと思います。

以上です。

○村川みどり委員長 ほかに、委員の皆さんから御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村川みどり委員長 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の委員会を閉会いたします。

(会 議 終 了)